

○石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例施行規則

昭和 57 年 6 月 14 日
規則 第 3 号

改正	昭和 60 年 2 月 25 日	規則第 1 号	昭和 63 年 3 月 9 日	規則第 6 号
	平成元年 6 月 30 日	規則第 3 号	平成 2 年 3 月 30 日	規則第 4 号
	平成 5 年 3 月 15 日	規則第 1 号	平成 6 年 8 月 18 日	規則第 4 号
	平成 7 年 2 月 16 日	規則第 1 号	平成 9 年 3 月 28 日	規則第 7 号
	平成 9 年 9 月 30 日	規則第 13 号	平成 17 年 10 月 28 日	規則第 6 号
	平成 18 年 8 月 30 日	規則第 4 号	平成 20 年 3 月 31 日	規則第 5 号
	平成 21 年 8 月 27 日	規則第 3 号	令和 2 年 11 月 12 日	規則第 7 号
	令和 4 年 5 月 23 日	規則第 1 号		

(趣旨)

第 1 条 この規則は、石狩湾新港管理組合港湾施設管理条例（昭和 57 年石狩湾新港管理組合条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(通常使用の種類)

第 2 条 条例第 4 条の通常使用は、一般使用及び専用使用の 2 種類とし、その意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 一般使用 一時的に一般の者の使用に供することをいう。
- (2) 専用使用 期間を定め特定の者の使用に供することをいう。

(通常使用の期間)

第 3 条 上屋、荷さばき地及び港湾施設用地の通常使用の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、特に管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 一般使用 30 日以内
- (2) 専用使用 3 年以内

(通常使用の手続)

第 4 条 条例第 5 条の規定により港湾施設の使用について許可を受けようとする者は、次の各号に定める様式による申請書を提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

- (1) 岸壁、物揚場（漁港区等登録使用を除く。）及びドルフィンの使用

別記第 1 号様式

(2) 漁港区等物揚場の登録使用

別記第 2 号様式

(3) 上屋、荷さばき地及び港湾施設用地の使用

別記第 3 号様式

(4) 船舶給水施設の使用

別記第 5 号様式

(5) ひき船の使用

別記第 6 号様式

(6) 荷役機械の使用

別記第 7 号様式

(7) 計量器の使用

別記第 13 号様式

(8) 電気施設の使用

別記第 14 号様式

(9) その他の港湾施設の使用

管理者が別に定める様式

2 前項第 1 号（岸壁、ドルフィンを除く）から第 9 号までの申請書には、別に定める書類を添付しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（目的外使用の手続）

第 5 条 条例第 9 条第 1 項の規定により港湾施設を当該港湾施設の目的以外の目的に使用しようとする者は、別記第 8 号様式による申請書を提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

（占用の手続）

第 6 条 条例第 11 条第 1 項の規定により港湾施設を占用しようとする者は、別記第 9 号様式による申請書を提出しなければならない。

2 第 4 条第 2 項の規定は、前項の申請について準用する。

（使用の順位）

第 7 条 港湾施設の使用又は占用の申請が競合する場合における使用又は占用の順位は、管理者が決定する。

（継続使用）

第8条 港湾施設の使用又は占有の許可を受けた者（以下「使用者等」という。）が当該港湾施設を継続して使用又は占有しようとするときは、使用又は占有期間満了前に管理者の許可を受けなければならない。

（申請書記載事項の変更）

第9条 使用者等が申請書の記載事項を変更しようとするときは、別記第10号様式によりあらかじめ管理者に申し出て承認を受けなければならない。

2 前項の申請書には、当該変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

（木材ふ頭岸壁取扱貨物量の報告）

第9条の2 条例別表第5項の区分により木材ふ頭岸壁を利用した者は、別記第11号様式により管理者に報告しなければならない。

（使用料の納付方法）

第10条 条例第12条第1項の使用料は、管理者の発行する納入通知書により納付するものとする。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

（使用料の納期）

第11条 使用料の納期は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般使用及び目的外使用に係る使用料当該使用の終了の日が月の初日から10日までのものは翌月の10日、月の11日から20日までのものは翌月の20日、月の21日から月末までのものは翌月の月末まで

(2) 専用使用及び占有に係る使用料当該使用の許可の日が月の初日から10日までのものは翌月の10日、月の11日から20日までのものは翌月の20日、月の21日から月末までのものは翌月の末日まで

2 前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認められる場合は、管理者は別に納期を定めることができる。

(使用料計算の基準)

第12条 使用料計算の基準は、別に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 1時間未満、1トン未満、1メートル未満、1平方メートル未満及び1立方メートル未満の端数は、それぞれ1時間、1トン、1メートル、1平方メートル及び1立方メートルとして計算する。
- (2) 1月を単位とするものの1月未満は、15日までは半月分、16日以上は1月分とする。
- (3) けい留施設の使用時間は、船舶を当該施設にけい留した時刻から離岸した時刻までとする。
- (4) 船舶の総トン数は、原則として公の発行する証書に記載してあるものを用い、総トン数の記載のない船舶については、管理者が認定する。ただし、けい留施設の使用料を計算する場合に限り、船体の全長メートル数が総トン数を100で除した数値に75を加えた数値以上の船舶については、次の式により算出した数値を総トン数とみなす。

$$(\text{全長のメートル数} - 75) \times 100$$

- (5) 前号の規定にかかわらず、はしけのけい留施設使用料を計算する場合にあつては、はしけの満載積トン数の60パーセントをもつて総トン数とみなす。
- (6) 貨物のトン数は、重量は1,000キログラム、容量は1133立方メートルをもつて1トンとし、重量又は容量の大きい方を用いる。ただし、管理者が適正と認める商習慣がある場合は、これによることができる。
- (7) 漁港施設用地の等級は、次の基準による。

1級地 けい留施設の法線から50メートル以内の用地

2級地 けい留施設の法線から150メートル以内の用地で1級地以外のもの

3級地 1級地及び2級地以外の用地

- (8) ひき船の使用時間は、作業につくため定けい場を出発した時刻から作業を終了して定けい場に帰着した時刻までとする。ただし、出動中他の作業につくときは、その作業につくため行動を開始した時刻までとし、その後の作業に対する使用時間は、その作業につくため行動を開始した時刻からその作業を終了して他の作業につくため行動を開始した時刻までとし、最後の作業の場合は、定けい場に帰着した時刻までとする。

(9) ひき船の使用が執務時間の内外にわたるときの使用料については、使用時間のいずれか大なるものの料金を適用する。ただし、両者が同一のときは、執務時間内の料金を適用する。

(10) ひき船の石狩湾新港小樽港間回航料は、1回航につき複数の使用者がある場合は、回航料をその使用者数で除した額を1使用者の回航料とし、すべての使用者からそれぞれ徴収するものとする。

(けい留船舶等の注意)

第13条 けい留船舶等については、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 荒天のため船舶又はけい留施設に危害を及ぼすおそれがあるときは、速やかに適当な措置をとり、いつでも離岸できるよう準備すること。この場合において、職員の指示を受けたときは、これに従うこと。

(2) 火災その他危害を及ぼすおそれのある事故が発生したときは、速やかに離岸その他適当な措置をとること。

(3) 船舶の排せつ管と岸壁防舷材との接触を防止するため、適当な防舷具を使用すること。

(4) ごみその他船内において生じた汚物をエプロン又は海中に投棄しないこと。

(5) 舷側にけい留する船舶等は、2隻以上並列させないこと。

(6) 潮の干満に応じ、けい留索を調整すること。

(7) 荷役その他の作業に際しては、けい留船岸壁を損傷しないこと。

(8) ねずみの往来を防止するため、けい留索又は昇降はしごには、必ずねずみよけ装置を使用する等適当な措置を講ずること。

(9) ばら積貨物の荷役は、その墜落を防止するため適当な措置を講じ、職員の検査を受け、作業完了したときは、速やかにエプロンを清掃すること。

(10) 昇降設備を完全にし、夜間は、これに照明設備をすること。

(11) 船舶を修理するため火気を使用する場合は、あらかじめ職員の指示を受けること。

(12) 出港前又はけい留中に試運転を行う場合は、十分な見張りを置き、他に損傷を与えないよう注意すること。

(行為の手続)

第14条 条例第17条第1項の規定による行為をしようとする者は、別記第15号様式による申請書を提出しなければならない、ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 第4条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

(入出港の届出)

第15条 条例第21条の規定による入港届又は出港届は、入港届は、入港後直ちに、出港届は、出港直前に提出しなければならない。

附則

この規則は、昭和57年6月14日から施行する。

附則(昭和60年規則第1号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附則(昭和63年規則第6号)

この規則は、昭和63年3月26日から施行する。

附則(平成元年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附則(平成2年規則第4号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附則(平成5年規則第1号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則(平成6年規則第4号)

この規則は、平成6年9月1日から施行する。

附則(平成7年規則第1号)

この規則は、平成7年3月1日から施行する。ただし、この規則の施行の日から5カ月間に限り、従前の様式によることができる。

附則(平成9年規則第7号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附則(平成9年規則第13号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附則（平成17年規則第6号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

附則（平成18年規則第4号）

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

附則（平成20年規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則（平成21年規則第3号）

この規則は、平成21年9月1日から施行する。

附則（令和2年規則第7号）

この規則は、決定の日から施行する。

附則（令和4年規則第1号）

この規則は、令和4年5月23日から施行する。